

附属明細書

(令和7年3月31日現在)

1. 基本財産及び特定資産の明細

「財務諸表に対する注記」の「2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」及び
「3.基本財産及び特定資産の財源等の内訳」に記載している。

2. 引当金の明細

該当 無し。